教生学第 57 号 平成28年4月14日

各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 様 各市町村教育委員会教育長 (各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな 対応等の実施について(教職員向け)」について(通知)

性同一性障害に係る児童生徒については、平成27年5月8日付け教生学第127号北海道教育庁学校教育局長通知により対応していただいているところですが、この度、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

ついては、本資料を参考に、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対してきめ細かな対応がなされるようお願いします。

高校教育課普通教育指導グループ 義務教育課義務教育グループ 特別支援教育課学校教育指導グループ 健康・体育課学校保健・体育グループ 学校教育局参事( 集構・ 業務)生徒指導・ 学校安全グループ



事 務 連 絡 平成28年4月1日

各都道府県教育委員会担当事務主管課 各指定都市教育委員会担当事務主管課 各都道府県私立学校事務主管課 附属学校を置く各国立大学法 附属学校を置く各国立大学法 附属学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条第1項 の認定を受けた地方公共団体の学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対する きめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」について(周知)

文部科学省では昨年、平成27年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知したところですが、通知の発出から約1年が経過したこの間に、通知に基づく対応の在り方について学校や教育委員会等から質問が寄せられました。

このような状況を踏まえ、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめ、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)」を作成いたしました。本日より文部科学省ウェブサイトにおいて掲載しておりますので、関係機関における研修等で御活用下さい。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育 委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、周知をお願いし ます。

## 掲載URL

http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/28/04/1369211.htm

## 【本件問い合せ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 指導調査係 水之浦、石和田 電話03-5253-4111 (内線3297) FAX 03-6734-3735 E-Mail jidous@mext.go.jp